

犯罪収益移転防止法改訂に伴う必要な書類等お知らせ(個人のお客様向け)

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り深謝申し上げます。

さて、平成 28 年 10 月 1 日より「犯罪収益移転防止法」が改正されます。それに伴いまして、経済産業省と警察庁の指導のもと、当社で定めます必要書類を同日より変更いたします。既にご登録の上、お取引を頂いておりますお客様におかれましても、改めてご協力して頂く場合がございますため、お願い申し上げます。

■ 1 回のお取引で 200 万円超となる場合の、お客様の必要書類

※銀行振込みを希望される場合も対象となります。

本人確認書類

1. 顔写真付きの本人確認書類の場合

次に掲げるいずれか1点の本人確認書類が必要となります。

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは顔写真貼付・住所・氏名・生年月日が記載されているもの

※日本国内に住居を有していない短期在留者のお客様は、氏名、生年月日の記載がある旅券、乗員手帳が必要です。

※日本国内に住居を有していない外国人及び外国に本店を有しているお客様は、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関が発行した書類等で本人の特定ができる記載が必要です。

2. 顔写真なしの本人確認書類の場合

次に掲げる A)、B)の本人確認が必要となります。

A)各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、児童扶養手当証書、住民票(※発行日より 3 か月以内)などいずれか2点

B)本人確認書類に掲載の住所まで取引関係文書を転送不要郵便などで送付いたします。

留意事項)

・お客様または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書などの本人確認書類の提示または送付を受け現在の住居を確認します。
※領収日付の押収、または発行年月日の記載のあるもので、提示または送付を受ける日の前 3 か月以内のものに限ります。

・個人名、住所、電話番号、代表者様名、事業形態、職業欄、取引目的、支払形態、振込口座情報などを当社必要書類にご記入いただきます。お取引の経緯などもお伺いさせていただきますのでご了承ください。

※今回の法改正では、実質的支配者の確認を自然人まで遡ること、外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引は厳格に行うことが定められています。

犯罪収益移転防止法規定に従い、お客様にお願いしております事をご理解下さいますようお願い申し上げます。

詳しくは、警察庁JAFICのホームページをご確認願います。

JAFIC ⇒ <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

本件に関してご不明な点は、ご遠慮なくお問い合わせください。

敬具